



え!?

我が家も  
相続税が  
かかるの?



相続税法の改正に伴い  
平成27年1月1日より  
申告対象者が  
約**2倍**に増加します。

このような方が  
相続税申告の対象となる  
可能性があります

右記の相続財産が基礎控除額を超える場合には、  
相続税の申告が必要になります。

- ・持ち家が有る方
- ・株をお持ちの方
- ・生命保険、退職金がある方
- ・その他の保有財産がある方

# あなたを襲う 相続税



一度、試算されてみては  
いかがでしょうか

MODEL CASE

モデルケース

Aさん：配偶者(1名)、子供(2名)の場合

基礎控除額  
**8,000**万円

**4,800**万円

お気軽にご連絡下さい

# 相談 無料

奈良で創業80年以上の信頼と実績

税理士法人 **森田会計事務所**

Tel. **0742-22-3578**

奈良市油阪町456番地第2森田ビル4F